

漢代における廣東・佛印地方の開拓

田 村 實 造

今日、佛印・シヤム・マライ・ジャワ・ボルネオ・ヒリツピンなどの南洋諸地域にあつて活躍する中國民、いはゆる南洋華僑は、おびただしい數にのぼり、正確な計數はあげがたいが、無慮六百萬ないし七百萬を算するといはれる。

かれらは、それぞれ各地域において經濟上の實權を掌握し、その特産物たる米・ゴム・錫・タバコ・ヤシ油などの生産と蒐集に不可缺の役割を演ずるばかりでなく、特に原住民の生活必需物資の配給網は、すべてその手中に獨占されてゐるありさまである。これら南洋華僑の現況については、近年わが國でも多くの著書や論作が發表されてゐるので、ここではこれ以上のべる要をみないであらうが、かかるかれらの急激なる大量的植民は、普通に比較的早いといはれるジャワでも約三百年あまり、新しいマライでは百五・六十年以前、すなはち主としてオランダ・スペイン・英・佛・米などの國々が、これら東亞の諸地域に植民しはじめて以後のことといはれる。

しかし、中國民族と南洋諸國との關係は、決してその頃に至つてはじまつたものではなく、かれらの南進は、非常に古い以前から漸次に行はれてきたものであり、その歴史的跡づけは、はるか古い時代にまでさかのぼりうる。いひかへれば、中國と南洋諸國との間には、古い以前から緊密なる歴史的關係が、つづけられてゐたからこ

そ、華僑は今日のごときゆるぎない地位をきづきえたものともいひうるであらう。

さて中國と南方諸國との關係は、記録以前の時代はともかく、歴史時代にあつては、陸路から地つづきでその政治力がしだいに南方に進展してゆく、いはゆる經略の形式によるもの——これは地理的には、陸つづきにある印度支那半島の諸國にかぎられるわけであるが——と、海上交通、それは前記のやうな武力をとまなう經略でなく朝貢貿易といふ主として平和的な經濟關係によるもの——もつとも、前者でも陸上交通によつて朝貢貿易の形式をとる場合も多ければ、また後者でものちになると、明の永樂時代のやうに武力をとまなう貿易關係も生じてくるが——との二つの型に大別される。そして、このやうな二つの型が、比較的はつきりと文獻の上に寫像されてくるのは漢代頃からのことであるが、そのうち陸上による南方、今日でいへば、廣東地方から佛印の東京・安南地方と中原との關係が、記録に具體化するのには、秦の始皇帝の南越征伐をもつてはじめとすべきであらう。

史記の始皇本紀によると、秦は二十三年以來ひきつづき楚國の經略に従事し、二十五年春までに淮北から淮南を平げ、さらに揚子江を渡つて江南の地を定め、蘇州方面に會稽郡を置いたが、そのうち三十三年(214. B. C.)になると、流浪・逃亡人や失業・遊食者および商人などを徵發して廣東・廣西地方を略取し、ここにあらたに南海・桂林・象郡の三郡を置き、これら遠征の軍士を原住民たる越人と雜居せしめたのである。

ところが、三郡は統馭よろしきをえなかつたため、まもなく混亂におちいり、大將屠睢は戰死するに至つたといはれる。^①屠睢の戰歿後任繼が南海尉となり、やがて秦末の亂に際會したが、たまたまかれは在任中、病に斃れて卒せんとするにあたり、ときの南海郡龍川將令の趙佗をその後任として獨立をはからしめてゐる。この間の

事情については、史記卷一一三南越尉佗傳（漢書卷九五、南粵王傳をも參照）に詳しいが、それによれば、秦代すでに越南方面へは、あらたに中原から陸上交通路が開拓され、また南海郡を中心に多數の中國人が移住植民してゐたことがうかがはれる。^②

かくて、秦末の騷亂に乗じて獨立した趙佗は、その本據を番禺、すなはちいまの廣東市に置き、大いに勢威を四方にふるつて、桂林・象の二郡をもあはせ、遂に南越國の武王と稱した。かれはこの國の經營にあたつては、その風俗などもみづから率先して蠻夷のそれにあらため、原住民の人心把握につとめたが、^③その半面史記が前引の記載につづいて

趙佗これより恩威をもつて四邊を役屬し、東西萬餘里、みづからは黃屋に座乘し、旗さしものも嚴重に、國の體制を中國の帝制にならつた云云

とつたてゐるやうに、それはたとひ一部上層の支配者間のみにせよ、番禺を中心に純然たる中國的文化の移植が行はれたことを知るとともに、さらにまた秦末漢初における中原地方の混亂に際し、あらたに中國民族の、この方面への移住流入も多かつたであらうことも當然考へられねばならない。

南越王國は、趙佗の後四世をへて幼子趙興が立つと、あたかも中原は漢の武帝のときであつたので、武帝はこれに乗じてその併吞をはかり、元鼎五年（一一）路博德を伏波將軍に、また楊僕を樓船將軍として南伐せしめ、翌六年冬遂にこれをあはせて、嶺南一帯に南海・蒼梧・鬱林・合浦・交趾・九眞・日南・珠崖・儋耳の九郡を設置することとなつた。^④

これらの九郡は、大體、南海郡がいまの廣東市を郡治として、廣東省の大半、蒼梧郡が廣西省蒼梧縣(梧州)附近を中心とする同省東部、鬱林郡が同じく廣西省中部一帯、合浦郡が廣東省合浦縣を中心とする雷州半島をふくむ廣東省西部一圓、交趾郡が佛印トキン^{フイン}の紅河^{ホンコ}デルタ地方、九眞郡が佛印の河内^{ハナイ}と順化^{フンフエ}との中間地帯たる清化^{キョウ}・永^{グイ}地方、日南郡は最南の郡にして、それより南方、廣南^{クアンナム}(ツーラン附近)地方に比定せられ、また珠崖^{シュ}・儋耳の二郡は海南島の瓊山縣と儋縣附近である。なほ九郡と相前後して西南夷の故地に零陵・牂柯・越巂・沈黎・文山・武都・犍爲・益州などの諸郡も建置されてゐるが、それら諸郡の創設は、ともに漢の國威の發展を如實につたへるものであつて、このことは同時に中國民族の南方進出をかたるものにほかならない。

さて南海郡以下の九郡——のちになると前註(5)に記したやうに、海南島の珠崖郡・儋耳郡が廢罷されて七郡となるが——は交趾刺史部の統轄下に、それぞれ中央から派遣された刺史、あるひは太守などによつて管治され、しだいにその植民地的性格を濃厚にしていつたやうで、これら諸郡の特産物たる珠璣^{タマ}・犀^{サイ}・象^{ゾウ}・瑇瑁^{ダイモ}・銀^{ギン}・銅・果・布などは、中原の貴族たちに、もつとも珍重せられ、そのため利をもとめる中國商人の、南方に押しかけるものがますます多くなつたが、その中心的都會は番禺(廣東)であつた。⑦後漢書卷一一六、南蠻傳によると、はじめ漢朝は交趾・日南などの諸郡に對しては、しきりに中國本土から囚人・浮浪人などを送つて土民に雜居せしめたため、當初これらの地方は漢語を解せず、幾度も通譯をかさねなければ意志を通じることがえなかつたのが、そののちやや言葉も解しうるやうになり、中國文化も滲透していつたといふが、これによつてみても、前漢の代に入ると、廣東省・廣西省などの華南一帯はもとより、印度支那半島の東北部、今日の佛印中部地方にまでも漢の勢力が伸展し、これらの地域が漢文化をかふむつて漸次に開化していつたことがうかがはれるであらう。

さて、前漢をへて後漢の光武帝が立つと、錫光を交趾郡の太守となし、これをして九眞郡をもあはせ管治せしめたが、かれは土民の綏撫につとめ、これに耕稼の業をさづけ、また婚姻の法を設け、あるひは學校をも建立して禮儀を教へるなど、よく仁政を布いたので、邊外の蠻族も相ついで慕化内屬するに至つた。

ところが、そのうち交趾に太守となつた蘇定なるものが、理蠻の法に度を失したため、前任者錫光のせつかくの苦心經營もむなしく、建武十六年二月になると、交趾郡に女子の徵側、徵貳姉妹を首とする叛亂が惹起し、やがてそれは九眞・日南・合浦各郡管下の蠻里にも波及して、六十五城が攻略されるなど賊勢猖獗をきはめ、かれらは遂に自立して王を稱するに至つた。

有名な馬援が伏波將軍として南伐し、大功をたてたのはこのときである。すなはち馬援は、建武十八年四月、樓船將軍の段志とともに、長沙・桂陽（湖南省郴縣）・零陵（湖南省永州）・蒼梧など湖南省南部から廣西省東北部にわたる方面より出兵し、北江および西江の水運を利して、これらを廣東に集結し、そこから陸路と海路とによつて合浦に進み、この地を前進基地として、さらに交趾郡、いまの河内方面にまで進撃したもののやうである。^⑨

馬援の遠征によつて、後漢の勢力はさらに一段とこの地方に伸展していつたが、なかでも交趾郡および九眞郡は動亂の中心地域をなしてゐたため、亂後の經營にも一方ならず意が用ひられ、たとへば、交趾郡管下にある西于縣の戸三萬二千をもつて、あらたに封溪（後漢書郡國志には封谿といふ）・望海の二縣を分置したり、あるひはまた賊徒の巨西ら三百餘口を零陵に徙置したりしてゐるのをはじめ、後漢書卷五四、馬援傳にも

馬援所過爲郡縣。治城郭。穿渠灌漑。以利其民。條上奏越律與漢律（フムク）駁者十餘事。與越人申「明舊制」。以約（フムク）

東之云云

とみえるやうに、もつぱら治安の維持と原住民の綏撫に心を傾けてゐるが、要するに、これによつて交趾・九眞など印度支那半島部の諸郡に、後漢の勢力が確實に滲透していつたことはうたがひえないであらう。

徵側・徵貳の叛亂鎮定度、約五十餘年間は、七郡は比較的順調な統治ぶりを示したものとごく、たとへば第三代章帝の元和元年には、日南邊外蠻夷の邑豪が生犀・白雉を献上してゐることなどによつても、この方面の平和さがうかがはれるが、こえて和帝の永元十二年(90)になると、最南端にある日南郡象林縣の蠻夷が蜂起して百姓を刼掠し、官寺を焚燒するなど擾亂をくはだててゐる。これはまもなく郡縣の手によつて鎮壓されたが、爾來後漢の一代を通じ、ただに後漢書・南蠻傳の記載をみて、元初二年(115)三年にわたる蒼梧郡および鬱林郡・合浦郡の蠻漢數千人の背叛、永和元・二・三年(136—138)日南郡象林縣邊外蠻夷の叛、建康元年(144)日南・九眞兩郡の蠻夷蜂起、同じく永壽三年(155)より延熹三年にわたる日南・九眞兩郡の漢・蠻聯合の叛亂、光和元年(180)交趾・合浦・九眞・日南諸郡の蠻夷による叛亂、またそのち數年をへた中平元年(184)交趾郡屯兵の謀叛など比較的大規模と思はれるもののみでも蠻・漢を合して六・七回をかぞへる^⑩。

かやうに叛亂が頻發してゐることは、一見すると、後漢時代の方が前漢時代よりも、その政治力の波及度が薄弱であつたかのやうに思はれがちであるが、しかし考へてみると、後漢書にあつては、南海七郡に關する記載がなにごとによらず、すこぶる詳密となり、單に叛亂のみにかぎらず、諸蠻夷の内屬來獻の記事も十件の多きをかぞへる^⑪。かくすべてにわたり記載が詳細であることは、とりもなほさず、後漢の政治力がこの方面に對し、前漢時代よりも、はるかに強く深く滲透したことの證左であるといへよう。

一方また、さきに列舉した諸叛亂そのものについてみても、そのうちの過半数は原住民と居留の漢人とが相合して事を擧げてゐるが、その原因は、現地中國官吏の苛斂誅求に原住民が動搖したのに乘じ、政治的野望を懷く在野居留の漢人がかれらを煽動し使喚することによつて、多く擾亂を擴大してゐるやうである。これを大勢上からみると、この方面に漢民族の移住するものが多くなつて、その政治がやりにくくなつたことを意味するものでこそあれ、決して漢民族の勢力の減退を示すものではない。

かかる推測を、さらに決定的ならしめるものは、前・後兩漢時代における七郡の戸口の比較である。いま前漢書卷二八下、地理志第八下と後漢書卷三三、郡國志第三三とにみえる、これら七郡の戸口をかがけてみると、次表のとほりである。

兩漢時代における南海七郡の戸・口比較表

兩漢時代における南海七郡の戸・口比較表	
・前漢時代（平帝・元始二年調査）	
南、海郡 （前、後城縣七）	（戸） 一九、六一三 （口） 九四、二五三
鬱林郡 （前、後城縣二）	（戸） 一二、四一五 （口） 七一、一六二
蒼梧郡 （前、後城縣一）	（戸） 二四、三七九 （口） 一四六、一六〇
後漢時代（順帝・永和五年調査）	
	（戸） 七一、四七七 （口） 二五〇、二八二
	（戸） 未詳 （口） 未詳
	（戸） 一一一、三九五 （口） 四六六、九七五

合浦郡 (後、前、縣、城、五)	(戸)	一五、三九八	(戸)	二三、一二一
交趾郡 (後、前、縣、城、二〇)	(戸)	七八、九八〇	(戸)	八六、六一七
九真郡 (後、前、縣、城、五七)	(戸)	九二、四四〇	(戸)	未詳
日南郡 (後、前、縣、城、五五)	(戸)	七四六、二三七	(戸)	四六、五一三
	(戸)	三五、七四三	(戸)	二〇九、八九四
	(戸)	一六六、〇一三	(戸)	一八、二六三
	(戸)	一五、四六〇	(戸)	一〇〇、六七六
	(戸)	六九、四八五	(戸)	

この表は、前漢のものが平帝・元始二年(二)後漢のものが順帝・永和五年(四〇)の調査にかかるといへば、兩者は年次的には一四〇年たらずをへだてるにすぎないが、これによつてもわかるやうに、七郡のうち未詳の鬱林・交趾兩郡をのぞく他の五郡は、その間にあつていづれも戸・口とも多大の増加を示し、なかでも南海郡と蒼梧郡とは、とくにいちぢるしい増加率を示してゐる。未詳の鬱林郡・交趾郡といへども、かならずやこれらに劣らない激増ぶりであつたことと思はれる。現に鬱林郡のごときは、靈帝の建寧三年、太守谷永の力によつて蠻夷十餘萬人が内屬し、ためにあらたに、新邑・長平・建始・武安・陰平・臨浦・懷安の七縣が開置されてゐるありさまである。(註⑩参照)

もつとも以上にかかげた戸・口数の大部分を占めるものは蠻夷すなはち原住民であらうが、かく統計上において戸數および口數が激増してゐることは、同じく漢代といつても、後漢の方が前漢よりもこの地方に對し、その

政治力をはるかに大規模に、かつ根強く滲透せしめていつたことを如實に語るものにほかならない。蠻夷といつても、戸口冊に登録される以上、それはいはゆる王化に浴した熟蕃であるはずであり、またかれらと混住雜處する漢人植民——ことに南海郡や蒼梧郡・交趾郡には多數の漢人植民がゐたであらうが——も當然加算されたものと推測してよからう。

いま、この戸・口數のみから考へれば、後漢代、南海七郡の戸口は、ただ單に前漢に比べて激増してゐるばかりでなく、つぎにかかげるやうに、その後における三國・南北朝時代、さらには從來一般に中國の政治力が、もつとも強く波及したといはれてゐる唐代のそれよりも、はるかに多いことに氣づくが、この點よりみても、この地方に對し後漢の勢力が、いかに強度であつたかを窺知しうるであらう。

晉・南北朝時代における南海諸郡の戸・口數

宋 書 (卷三八州郡志)			晉 書 (卷一五地理志)		
廣州 (縣郡一三六)	(戶) 四九、七二六 (口) 二〇六、六九四 (未詳)	交州 (縣郡五三八)	(戶) 四三、一四〇 (口) (未詳)	交州 (縣郡五三八)	(戶) 二五、六〇〇 (口) (未詳)
合 計	(戶) 六〇、一七九	合 計	(戶) 六八、七四〇	合 計	(戶) 六八、七四〇

すなはち、宋書にしても晉書にしても、廣州と交州の兩刺史部を合した戸數が、後漢時代における南海一郡の

それにも達しない有様である。

つぎに、唐代安南都護府管下の諸州の戸口數を、通典卷一八四州郡、舊・新兩唐書地理志および元和郡縣圖志卷三八などによつてみると、それらの依據した戸口調査の年代が異なるため、計數の上に多少の差はあるが、左表のとほりである。

唐代安南都護府管下にある諸州の戸・口數						
元和郡縣圖志		舊・新唐書地理志		通典		
交州	愛州	驩州	峯州	陸州		
開元戸 二五、六九四 元和戸 二七、一三五	開元戸 一四、〇五六 元和戸 五、三七九	開元戸 六、六四九 元和戸 三、八四二	開元戸 三、五六一 元和戸 一、四八二	開元戸 一、九三四 元和戸 二、一三一	(戸) 二四、七三〇 (口) 九九、六六〇	(戸) 二、七二〇 (口) 二、七一〇
天寶(戸) 九二、四八七 九四、二三八 九六、五二〇	天寶(戸) 三六、九〇八 三九、五〇九 (未詳)七〇九	天寶(戸) 一六、五七九 一九、六八九 二〇、八一九	天寶(戸) 五、四四四 六、四三三 (未詳)九二〇	天寶(戸・口) 二、四九四 六、七四四 (未詳)	(戸) 一、九二〇 (口) 五、一一〇	(戸) 四九〇 (口) 二、七一〇

合 計	長 州	濱 州
開元戸 五三、三四四 元和戸 三九、五一九 (長州ヲ除ク)	(未詳)	開元戸 (未詳) 元和戸 一、四五〇
(戸) 四一、二一八	(戸) 六四八 (日) (未詳)	(戸) 一、四五〇 (日) (舊唐書ニハ欠如) (未詳)
(戸) 七八、〇九九 (日) 二九九、三六八 (濱州ヲ除ク)	(戸) 六三〇 (日) 三、〇四〇	(未詳)

すなはち、もつとも計数の多い通典の戸・口でも、その合計は——たとひ未詳の濱州を考慮に入れても——わづかに後漢の九眞郡と日南郡とを合したものにすぎないことが知られる。ちなみに通典にみえる各州郡の記載は天寶年間の帳簿にもとづくものである。

以上のやうに、漢代に入つて南方の廣東・佛印地方に中國の勢力が牢固として植えつけられてくると、陸路からとともにまた海上においても、南海諸國と中國との交通が、しだいに頻繁になりはじめた。

前漢書卷二八下、地理志第八下の末尾には、當時番禺(廣東)の補助港的役割をなし、また海南島へ通じる要衝たる徐聞・合浦を起點とする南洋諸國、南郡佛印はもとより、マライ地方から遠くビルマやセイロン島方面への海上路程および、沿海の國々に關するありさまが傳へられてゐるが、このことは、このころすでに廣東地方と南洋諸國や南印度方面とをつらねる海上交通が、かなりの規模のもとに行はれつつあつたことを語るものにほかならない。⁽²⁾

後漢になると、さらに七郡中の最南に位する日南郡（廣南・ツーラン附近）を經由して、桓帝の延熹九年、有名な大秦王安敦（Marcus Aurelius Antoninus）の使者が來献したのをはじめ、それにさきだつ順帝の永建六年には葉調國（セイロン島？）からも遣使貢献するなど（註⑩参照）、南海諸國からの使節が陸續として來航してゐるのは、梁書卷五四、諸夷、海南諸國、中天竺の條下に

其（中天竺）西與大秦・安息・交市海中。多大秦珍物珊瑚・琥珀・金碧・珠璣・琅玕・鏤金・蘇合。中略其國人行賈往々至扶南・日南・交趾。其南徼諸國人少有到大秦者。云云

とて、三國時代吳の孫權のころよりも、はるか以前から印度方面より多くの商人がしばしば扶南や日南・交趾の諸郡に來つたといふ記載、また晉書卷九七、南蠻傳、林邑の條に、ずつと以前から徼外諸國の商人が交趾郡や日南郡に、貿易のためやつてきたが、交州刺史や日南太守は多く利をむさぼつて、かれらから二割三割と、うはまへをはねてゐたことなどと相まつて、海上による貿易・交通がいよいよさかんになつてきたことをうかがはしめる。法顯の佛國記によると、かれは一大商船に乗つて、耶婆提（Yaradhi、ジャワ方面）から廣州（廣東）に向つたが、同船の便乗者は多く貿易商人にして約二百人あり、普通この間を五十日海程要するといへば、東晉時代廣東とジャワ方面とはこれらの商船によつて密接に聯絡せられてゐたことがわかるのであるが、かかる現象は、あながち法顯の渡航時代に至つて急に生じたものではなく、すでに漢代から漸次生起しつつあつたものと考へべきであらう。

さて、上述したところによると、武帝にはじまる漢の國外經路は、ひとり朝鮮半島における樂浪四郡の建置とか、あるひは漠北匈奴の遠征とか、西域地方の經營とかの東方や北方または西方のみにかぎらず、南方の廣東や

印度支那半島方面に對しても強力に推進せられ、さらにこの南進の趨勢は、後漢の代に入るとますますさかになってゆき、陸・海双方よりする漢勢力の南進基地としての番禺（廣東）、それを補助する交州（河内）は、兩漢時代、とくに後漢において遂に確固不動の地歩をきづきあげるに至つたのである。そのうち、佛印の東京および安南北部地方は、五代・宋初に至るまで、約千年以上の久しきにわたつて、ひきつづき中國の支配下に屬したがそれこそは漢代におかれた、かたき礎によるものにほかならない。

從來、北部佛印からは多數の漢代遺物や貨錢が出土し、中には朝鮮平壤における漢代樂浪古墳とその墳墓の構造においても、あるひはその出土品においても全く類似のものも頻見するし、さらに現在東京帝國大學文學部所藏（もと永田安吉氏蒐集品）にかかる佛印出土の銅器中からは、許多の五銖錢が発見されたといへば、これらの考古學的遺物は、いづれも如上の文献よりする歴史的情勢に、さらに力強い證據をあたへてくれるものといへよう。

補 註

- ① 和田清博士、南越建國の始末（史林第二六卷第一號）參照
 ② 史記卷一一三、南越尉佗列傳には、南海尉任囂が部下の龍川令趙佗（南越尉佗）に語つた言葉をつたへて、つぎのやうに書してゐる。

「南略。秦爲無道。天下苦之。（中略）中國擾亂。未知所安。豪傑畔秦相立。南海僻遠。吾恐盜兵侵地至此。吾欲興兵絕新道自備待諸侯變。會病甚。且番禺負山險阻。南海東西數千里。頗有中國人相輔。此亦一州之主也。可以立國。云云」

すなはち南海郡尉の任囂は、この地に在留する多數の中國人の協力をえて獨立を圖らんとしてゐたものであり、またここにいふ絶新道の新道とは、秦の嶺南經略にあたつて監祿（史祿）をして開鑿せしめた中原とこの地方とを聯絡する道であらう。

- ③ 史記卷九七、陸賈の傳に、かれが漢の高祖の使者として南越に赴き、尉佗（趙佗）を説得したときのことを傳へて高祖使陸賈賜尉佗印。爲南越王。陸生至。尉佗魑結箕俎見陸生。云云

といへば、趙佗はこの時蠻夷の風俗をして陸賈に會見して

ゐる。

- ④ 武帝の南海征伐については、史記卷一一三、南越尉佗傳、おなじく卷一一一、路博德傳、卷一二二、楊僕傳および漢書卷六、武帝紀元鼎五年・六年の條などにくわしい。

- ⑤ 珠崖・儋耳二郡の沿革

漢書卷六、武帝紀に

元鼎六年冬十月。遂定越地。以爲南海・蒼梧・鬱林・合浦・交趾・九眞・日南・珠崖・儋耳郡

といへば、珠崖・儋耳二郡は元鼎六年冬十月、南越王國が平定した結果、南海以下の七郡とならんで海南島に建置されたものである。

しかしこの兩郡は珍貴な土産に對する漢廷のはなはしい求斂にたえず、夷民の叛亂が頻發したため、儋耳郡は昭帝の始元五年(83 B.C.)に、このころ珠崖郡も元帝の初元三年(48 B.C.)遂に廢罷されることとなつた。前漢書卷二八下、地理志末段および、後漢書、南蠻傳には、その顛末について、つぎのやうにつたへてゐる。

(儋耳・珠崖郡)自初爲郡縣。吏卒中國人多侵陵之。故率數歲壹反。元帝時遂罷棄之。(前漢書)

其珠崖・儋耳二郡在海洲上。東西千里、南北五百里。(中略)武帝末珠崖太守會稽孫幸調廣幅布獻之。蠻不堪役。遂攻郡殺幸。幸子豹合率華人。還復破之。自領郡事。討擊餘黨。連年乃平。豹遣使封還印綬。上書言狀。制詔即以豹爲珠崖太守。威政大行。獸命歲至。中國貪其珍賂。漸相侵侮。故率數歲一反。元帝初元三年遂罷之。凡立郡

六十五歲(後漢書)

ただし漢書卷九、元帝紀によれば、初元三年春廢罷されたのは珠崖郡のみであるが、儋耳郡はこれよりさきすでに昭帝の始元五年に廢せられてゐる。

- ⑥ 交趾刺史部は他の十三州刺史部と同様、元封五年に設けられたものであらうが、當初は交趾郡の羸陁におかれてゐた。

- ⑦ 前漢書卷二八下、地理志にも

是時秦南海尉趙佗亦自王傳國。至武帝時。盡滅以爲郡。云處近海。多犀・象・毒冒・珠璣・銀・銅・果布之湊。中國往商賈者。多取富焉。番禺其一都會也。

といふ。

- ⑧ 凡交趾所統。雖置郡縣。而言語各異。重譯乃通。人如禽獸。長幼無別。項髻徒跣。以布裹頭而著之。後頗徙中國罪人。使雜居其間。乃稍知言語。漸見禮化(後漢書卷一一六、南蠻傳)

- ⑨ 徵側・徵貳の叛亂の顛末については、後漢書卷一一六、南蠻傳、および同書卷五四、馬援傳などにくわしい。

- ⑩ 徵側・徵貳の亂以後、後漢末までに南海七郡内に惹起したる諸叛亂

- (1) 和帝永元十二年(100)夏四月。日南象林蠻夷二千餘人寇掠百姓。燔燒官寺。郡縣發兵討擊。斬其渠帥。餘衆乃降。於是置象林將兵長史。以防其患。後漢書、南蠻傳その他、同書卷四、本紀をも參照。

- (2) 安帝元初二年(115)蒼梧蠻夷反叛。明年遂招誘鬱林・

合浦蠻・漢數千人。攻蒼梧郡。鄧太后遣侍御史任逢奉詔赦之。賊皆降散(同上書南蠻傳)

元初三年春正月。蒼梧・鬱林・合浦蠻夷反叛。二月。遣侍御史任逢。督州郡兵討之。三月丙辰。赦蒼梧・鬱林・合浦・南海吏人爲賊所迫者。冬十一月。蒼梧・鬱林・合浦蠻夷降(同上書卷五、安帝紀)

(3) 順帝永和二年(137)日南象林徼外蠻夷區憐等數千人攻象林縣。燒城寺殺長吏。交趾刺史樊演發交趾・九真二郡兵萬餘人救之。兵士憚遠役。遂反攻其府。二郡雖擊破反者而賊勢轉盛。會侍御史賈昌使在日南。即與州郡并力討之。不利。遂爲所攻圍歲餘。而兵穀不繼。帝以爲憂。(中略)拜祝良爲九真太守。張喬爲交趾刺史。喬至開示慰誘。並皆降散。良到九真。單車入賊中。設方略。招以威信。降者數萬人。皆爲良築起府寺。由是嶺外復平(同上書、南蠻傳)

永和元年十二月。象林蠻夷叛。二年五月。日南叛蠻攻郡府。秋七月。九真・交趾二郡兵反。三年六月辛丑。九真太守祝良・交趾刺史張喬慰誘日南叛蠻降之。嶺外平(同上書卷六、順帝紀)

(4) 順帝建康元年(144)日南蠻夷千餘人復攻燒縣邑。遂扇動九真。與相連結。交趾刺史九江夏方開恩招誘。賊皆降服(後漢書、南蠻傳)

(5) 桓帝永壽三年(157)居風(九真郡管下)令貪暴無度。縣人朱達等及蠻夷相聚攻殺縣令。衆至四五千人。進攻九真。九真太守兄式戰死。(中略)遣九真都尉勗討破之。

斬首二千級。渠帥猶屯據日南。衆轉強盛。延熹三年詔拜夏方爲交趾刺史。方威震遠。日南宿賊聞之。二萬餘人相率詣方降(後漢書、南蠻傳)

そのほか同書卷七、桓帝本紀をも参照すべし。

(6) 靈帝光和元年(178)交趾・合浦烏滸蠻反叛。招誘九真・日南。合數萬人攻沒郡縣。四年刺史朱儁擊破之(後漢書南蠻傳)

光和元年春正月。合浦・交趾烏滸蠻叛。招引九真・日南民攻沒郡縣。四年夏四月庚子。交趾刺史朱儁討交趾・合浦烏滸蠻破之(同上書卷八、靈帝紀)

光和元年即拜(朱)儁交趾刺史。令過本郡簡募家兵及所調合五千人。分從兩道而入。既到州界。按甲不前。先遣使詣郡。觀賊虛實。宣揚威德。以震動其心。既而與七郡兵俱進逼之。遂斬梁龍。降者數萬人。旬月盡定(同上書卷一〇一、朱儁傳)

(7) 靈帝中平元年(184)六月。交趾屯兵執刺史及合浦太守來達。自稱柱天將軍。遣交趾刺史賈琮討平之(後漢書卷八、靈帝紀)

中平元年交趾屯兵反。執刺史及合浦太守。自稱柱天將軍。靈帝特勅三府。精選能吏。有司舉琮爲交趾刺史。琮到部訊其反狀。咸言賦斂過重。百姓莫不空軍。京師遙遠告冤無所。民不聊生自活。故聚爲盜賊。琮即移書告示各使。安其資蒙。招撫荒散。蠲復徭役。誅斬渠帥爲大害者。簡選良吏。試守諸縣。歲間蕩定。百姓以安巷路(同上書卷六一、賈琮傳)

- ⑪ 後漢代、南越徼外より諸蠻夷來獻内屬の事例
- (1) 建武十二年(36) 九真徼外蠻里張游率種人慕化内屬。歸爲歸漢里君(後漢書、南蠻傳)
- (2) 建武十三年南越徼外蠻夷獻白雉白苑 同上)
- (3) 章帝元和元年(86) 日南徼外蠻夷究不事人邑豪獻生犀白雉(同上)
- (4) 安帝永初元年(107) 九真徼外夜郎蠻夷舉土内屬。開境千八百四十里 同上)
- (5) 安帝延光元年(129) 九真徼外蠻夷獻内屬(同上)
- (6) 安帝延光三年(日南徼外蠻夷復來内屬(同上)
- (7) 順帝永建六年(135) 日南徼外葉調王便遣使貢獻(同上) 永建六年十二月。日南徼外葉調國・捍國遣使貢獻(同上書卷六、順帝紀)
- (8) 靈帝建寧三年(170) 鬱林太守谷永以恩信招降。烏潯人十餘萬内屬。皆受冠帶。開置七縣(同上書、南蠻傳)
- (9) 建寧三年九月。鬱林烏潯民相率内屬(同上書卷八、本紀)
- (9) 靈帝熹平二年(173) 冬十二月。日南徼外國重譯貢獻(同上書、南蠻傳および卷八、本紀)
- (10) 靈帝光和六年(183) 日南徼外國復來貢獻(同上書、南蠻傳および卷八、本紀)
- ⑫ 前漢書卷二八下、地理志第八下の末段に記載される支那と南洋および南印度方面の諸國との海上交通に關する資料については、早くすでに藤田豊八博士、前漢に於ける西南海上交通の記録(藝文第五年第一〇・一一號、あるひは東西交渉史の研究、南海篇所收)および近くは藤田元春氏、
- 漢書地理志通黃支國考(史林第二四卷第四號)などの諸論文があるから、詳しくはそれらについて参照されんことをぞむ。
- ⑬ 晉書卷九七、四夷傳、林邑の條に
初徼外諸國嘗齎寶物。自海路來貢貨賄。而交州刺史。日南太守多貪利侵侮十折二三。云云
といふ。
- ⑭ 法顯の佛國記に、かがが耶婆提國(ジャワ島)より廣州(廣東)ゆきの商船に便乗して歸國せんとしたことを記して、つぎのやうに傳へてゐる。
乃到一國。名耶婆提。其國外道婆羅門興盛。佛法不足名。停此五月日。復隨他商船。以四月十六日發。東北行趨廣州(中略)商人議言。當行可五十日便到廣州。云云
⑮ Victor Goloubew, L'âge du bronze au Tonkin et dans le Nord-Annam (BEFEO, t. XXIX, 1923)
もつとも、これについては、その全てが漢代のものばかりではなく、それより古い戰國時代に遡らすべき遺物もあるといふ。(梅原博士、安南清化省東山出土の桶形銅器、史林第二八卷第四號参照)
- ⑯ 梅原博士の講演および同博士、安南清化省東山遺跡所見(學海二卷三號)参照。
- ⑰ 東京帝國大學文學部考古學研究室蒐集品、考古圖編第十輯所收圖版一七解説参照